

県営都市公園紀三井寺公園及び和歌山交通公園への愛称の命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を募集します！

県の新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図るため、県営都市公園紀三井寺公園及び和歌山交通公園への愛称の命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を募集します。

- 対象施設
- 紀三井寺公園における以下の5施設（和歌山市毛見200番地）
①陸上競技場、②野球場、③補助競技場・球技場、④庭球場、
⑤登はん競技場
※対象5施設一括での応募とします。
 - 和歌山交通公園（和歌山市西18番地1）

- 募集期間
- 令和8年10月6日（火）午前10時から
令和8年12月4日（金）午後5時まで

●募集条件

項目	1 紀三井寺公園内5施設	2 和歌山交通公園
(1) 希望命名権料 （年額、税込）	2,000万円以上	100万円以上
(2) 愛称使用期間	令和9年4月1日から3年以上5年以内	
(3) 命名条件	県民に親しみやすく、各施設の競技、用途その他の特性に照らしてふさわしい愛称など	愛称に「交通(※)」の単語を含めたうえで、「公園」又は「パーク」などその施設が公園とイメージできるものなど ※漢字に限られるものでない（表記は自由）
(4) その他	公園名「紀三井寺公園」は愛称付与の対象外	—

※詳細は、都市政策課（紀三井寺公園関係）又は県民生活課（和歌山交通公園関係）ホームページに掲載する募集要項等をご参照ください。

●連絡先

紀三井寺公園の命名権に関する こと	和歌山交通公園の命名権に 関すること	県有施設へのネーミングライツ 導入に係る取組状況に関する こと
県土整備部都市住宅局 都市政策課管理調整班 担当：中元、岩倉 電話：073-441-3230 (内線3222)	環境生活部生活局 県民生活課生活安全班 担当：尾崎、湯川 電話：073-441-2350 (内線2351)	総務部総務管理局 管財課財産活用班 担当：城谷、吉川（悟） 電話：073-441-2218 (内線2215、2218)